

## 会 議 録【詳細版】

会議の名称		令和2年度第3回守谷市保健福祉審議会		
開催日時		令和2年10月14日（水） 開会：14時30分 閉会：16時20分		
開催場所		守谷市役所 大会議室		
事務局（担当課）		保健福祉部 社会福祉課		
出席者	委員	18名：竹内会長，柳副会長，入江委員，萩原委員，佐久間委員，小田委員，飯塚委員，金高委員，浅井委員，西川委員，田中委員，新田委員，豊谷委員，関根委員，城賀本委員，清水委員，野呂委員，金沢委員		
	事務局	12名：堀保健福祉部長，稲葉保健福祉部次長兼健幸長寿課長，椎名保健福祉部次長兼児童福祉課長，羽田社会福祉課長，枝川課長補佐，木場主事，小林保健センター所長，新島所長補佐，森山国保年金課長，市村健幸長寿課補佐，寺田介護福祉課長，鈴木課長補佐		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2人
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）協議事項 ① 守谷市障がい者福祉計画（第6期）及び守谷市障がい児計画（第2期）素案について ② 第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び守谷市成年後見制度利用促進基本計画素案について （2）報告事項 ① 令和元年度第1回障がい者福祉分科会の開催報告について ② 令和2年度第1回障がい者福祉分科会の開催報告について ③ 令和2年度第1回地域福祉推進委員会（書面協議）の開催報告について ④ 令和2年度第1回自立支援協議会の開催報告について ⑤ 令和2年度第2回自立支援協議会の開催報告について ⑥ 令和2年度第1回健康づくり分科会の開催報告について ⑦ 新たなフレイル予防対策等について（健幸長寿課） ⑧ 令和2年度第2回及び第3回地域包括ケアシステム分科会の開催報告について 4 その他 5 閉会		
令和 年 月 日		守谷市保健福祉審議会 会 長 _____ 議事録署名 _____ 議事録署名 _____		

## 令和2年度 第3回守谷市保健福祉審議会議事録

日 時 令和2年10月14日(水)  
午後2時30分から4時20分  
会 場 守谷市役所 全員協議会室

社会福祉課長

只今から令和2年度第3回守谷市保健福祉審議会を開会します。初めに竹内会長にご挨拶を頂戴します。

竹内会長

(挨拶)

社会福祉課長

ありがとうございました。続きまして部長よりご挨拶申し上げます。

保健福祉部長

(挨拶)

社会福祉課長

ありがとうございました。

なお本日は、原田委員、有松委員、石井委員、東ヶ崎委員、杉山委員、鈴木委員におかれましては、事前に欠席の御連絡を、柳副会長は出席が遅れるとのご連絡をいただいておりますことを申し添えます。

また柳副会長、田中委員、関根委員、野呂委員はオンライン会議でご出席をいただいています。

また、今回から新委員の方がご出席されていますので、ここでご紹介させていただきます。

「福祉団体代表」として、前任の「守谷市シニアクラブ連合会 黒崎時雄様」から、同じく「守谷市シニアクラブ連合会 飯塚 一男様」に、「守谷市PTA連絡協議会代表」として、前任の「大野小学校PTA会長 青菅 正幸様」から、同じく「大野小学校PTA会長 豊谷 秀貴様」に、「行政機関代表」として、前任の「県南県民センター地域福祉室長 村上 宏様」から、同じく「県南県民センター 地域福祉室長 金沢 隆光様」に、また、本日は欠席しておりますが、「学識経験者」として、前任の「守谷市小中学校長会会長 鈴木 不二男様」から、同じく「守谷市小中学校長会会長 石井 良秋様」に変更となっております。

また、4月の人事異動に伴いまして、職員も一部変更となりましたので、ご紹介させていただきます。

令和2年度保健福祉部職員名簿をご覧ください。今回機構改革もありましたので、それも併せてご紹介させていただきます。まず、土塔中央保育所と北園保育所は、今まで児童福祉課所管でしたが、両保育所とも課として独立しました。次に、健幸長寿課も介護福祉課から分割し、新しく課として新設されました。今回、人事異動ということで、新たに令和2年4月から担当となった職員が、ベージュ色で示されたものとなっております。

本日は不在ですが、児童福祉課課長補佐が飯塚補佐から笠見正美補佐に、保健センターでは高田技正から今回所長補佐として飯塚むつみ補佐が着任しました。

介護福祉課と健幸長寿課が分かれたことにより、介護福祉課課長として新たに寺田栄課長が配属となりました。今まで次長兼介護福祉課長でした稲葉次長が、現健幸長寿課長に、新たに課長補佐として市村弘子補佐が着任しておりますので、ご紹介をさせていただきます。

次に、本日の会議の会議録について、発言者の氏名記載について平成30年5月15日付保健福祉審議会が、原則発言者氏名を記載することと決定しています。また、氏名を記載しない場合は適宜協議します。よろしくをお願いします。

なお、議事録作成ソフトを用いて会議録の文字起こしを行います。発言する際にはマイクをお持ちしますので、お名前をおっしゃったうえで発言されますよう、御協力をお願いいたします。

次に、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、事前にお送りしました資料が18点ございます。協議事項No.1-①「守谷市障がい者福祉計画（第3期）・守谷市障がい福祉計画（第6期）・守谷市障がい児福祉計画（第2期）（素案）」、協議事項No.1-②「令和元年度守谷市障がい者福祉計画（第3期）の取組状況について」、協議事項No.1-③「守谷市障がい福祉計画（第5期）進捗状況報告について」、協議事項No.2-①「第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」、協議事項No.2-②「（クロス集計版）在宅介護実態調査の集計結果」、協議事項No.2-③「令和元年度守谷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」、協議事項No.2-④「令和元年度守谷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査自由記載について」、協議事項No.2-⑤「第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュール」、報告事項No.1「令和元年度守谷市保健福祉審議会 第1回障がい者福祉分科会会議録」、報告事項No.2「令和2年度守谷市保健福祉審議会 第1回障がい者福祉分科会会議録」、報告事項No.3-①「令和2年度第1回守谷市地域福祉推進委員会（書面協議）会議録」、報告事項No.3-②「令和2年度第1回地域福祉推進委員会協議結果報告書」、報告事項No.4「令和2年度第1回守谷市地域自立支援協議会会議録」、報告事項No.5「令和2年度第2回守谷市地域自立支援協議会会議録」、報告事項No.6「令和2年度第1回守谷市保健福祉審議会健康づくり分科会会議録」、報告事項No.7「新たなフレイル予防対策移動スーパー運行スケジュールの決定について（報告）」、参考資料「移動スーパー運行スケジュール（チラシ）」、報告事項No.8-①「令和2年度第2回守谷市保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会会議録」、裏面に報告事項No.8-②「令和2年度第3回守谷市保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会会議録」となっております。

次に、当日資料として、「第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）【一部差し替え資料】」をお手元に配布しております。

また、事前配布資料で送付漏れのあった審議会次第を机に置かせていただいております。

不足資料等がございましたら、挙手をお願いします。

では、審議会条例第6条第2項により、審議会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとあります。本日は出席18名、欠席6名でございます。今回は半数以上の委員が出席されておりますので、会議は成立いたします。本日の案件は協議事項2件、報告事項8件となっております。

それでは、審議会条例に基づきまして、この後の議事につきましては

竹内会長

会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。今回の審議会には協議事項 2 件、それから報告事項が 8 件提出されております。スムーズなご進行をよろしくお願ひします。

議事に入る前に、今回の議事録署名について、金沢委員、野呂委員にお願いしたいと考えております。議事録の署名について、事務局から依頼がありますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入ります。協議事項No.1「守谷市障がい者福祉計画（第 6 期）及び守谷市障がい児福祉計画（第 2 期）素案について」、報告事項No.1「令和元年度第 1 回障がい者福祉分科会の開催報告について」及び、報告事項No.2「令和 2 年度第 1 回障がい者福祉分科会の開催報告について」は関連があるので、併せて社会福祉課からよろしくお願ひいたします。

社会福祉課長

社会福祉課より、協議事項No.1「障がい者福祉計画（第 6 期）及び障がい児福祉計画（第 2 期）（素案）」と報告事項No.1「令和元年度第 1 回障がい者福祉分科会の開催報告について」と、報告事項No.2「令和 2 年度第 1 回障がい者福祉分科会の開催報告について」を説明します。

まず、今回の素案については「守谷市障がい福祉計画（第 6 期）及び守谷市障がい児福祉計画（第 2 期）について」となっております。守谷市の計画は、守谷市障がい者福祉計画（第 3 期）と一体的に策定していることから、今回改定となるのは障がい福祉計画と障がい児福祉計画ですが、計画書の素案自体は障がい者福祉計画と合わせて策定しております。

なお今回は、障がい者福祉計画（第 3 期）の計画期間の中間年に当たることから、一部見直しをしている部分もございます。

また、本日の資料として、協議事項No.1-②「令和元年度障がい者福祉計画（第 3 期）の取組状況について」と、協議事項No.1-③「守谷市障がい福祉計画（第 5 期）進捗状況報告について」を送付しています。今回の計画の見直しの資料となりますので、この素案の参考資料としてご覧ください。報告事項No.1, 2 につきましては素案の協議に関するこのため、最後にあわせて報告とさせていただきます。

では、資料の協議事項No.1-①「守谷市障がい者福祉計画（第 3 期）・守谷市障がい福祉計画（第 6 期）・守谷市障がい児福祉計画（第 2 期）（素案）」をご覧ください。

まず 3 ページから 11 ページになりますが、こちらにつきましては第 1 編の序論、第 1 章が計画策定となっており、策定に関する趣旨、障がい者の定義、位置付け、進行管理等について今回の策定において変更ありません。

ただし、前回の計画策定が平成 29 年でしたので、時間が経過していることなどから平成 30 年以降の状況を踏まえた内容に一部変更しております。同様に、12 ページから 28 ページの第 2 章も掲載しているデータが、過去のものとなっておりますので、直近のデータに内容を入れ替えしております。

次に、29 ページからの守谷市障がい者福祉計画（第 3 期）について、

こちらの計画は先ほど申しあげました中間年になりますので、施策等の全体的な策定とはなりません。計画の進行により取組みの方向性の一部見直し等を行いました。基本的には、この計画を作成した当初、新規となっていた事業につきましては、各事業を開始したことに伴い、新規ではなく継続という形で、変更しております。

また、当時拡大となっていた事業の一部について、充足されつつあるものは継続としております。また、機構改革により所管部署が変更になった施策もあります。具体的には、介護福祉課から健幸長寿課になったところ、図書館に関する事項が生涯学習課から中央図書館になったことがございます。

では今回の計画改定となります。障がい福祉計画（第6期）障がい児福祉計画（第2期）について説明をさせていただきます。資料は75ページからになります。77ページから79ページは、「第1章 成果目標数値」となっています。厚生労働省からの指針により、守谷市の状況を踏まえて、項目や数値、取組を設定しています。

「施設入所者の地域生活への移行支援」については、令和5年度末までに3人、地域に移行することを目標として、状況に応じて少なくとも1人を地域生活に移行することができるように考え、設定しています。78ページの「福祉施設から一般就労への移行」につきましては、就労移行支援事業利用での移行を、実績から勘案して令和5年度末までに、1以上としました。就労移行支援は実績がありますが、就労継続支援のA型、B型からの実績がありませんので、目標値もゼロという形となってしまうのですが、目標がゼロというのはいかがかということで、令和5年度にはそれぞれ少なくとも1人移行できるように目標を設定しております。

次に、厚生労働省の指針より、今回「地域共生社会の取り組みと児童発達支援センターの整備等」を加えております。国が取り組みを進めています。地域共生社会の構築は、守谷市におけるまちづくり協議会による地域社会の支援体制の構築と通じるものがあると考えています。

また、「児童発達支援センターの整備等」では、児童の療育環境の整備が求められていくものと考えており、障がい福祉圏域での整備を含めて検討していくことが必要ということで考えています。

80ページ以降は、第2章「障がい福祉サービスの見込量と今後の方策」となります。障がい福祉計画について各サービスの見込量の設定をすることになっており、こちらの見込量の設定は、実績及び実績の伸び率より算定しています。詳細は、各サービスの見込量の考え方をご参照ください。なお、7番の就労定着支援につきましては、福祉施設から一般就労への移行の成果目標を、8番の自立生活援助は実績はありませんが、77ページで、入所施設から地域生活への移行の成果目標を考慮して、目標数値を設定しております。

また、11番の宿泊型自立訓練は、令和元年度に事業所が開設され、これからサービスが増えていくことになるということで、新たに項目として追加しています。

86 ページの居住系サービスの見込み量も、77 ページの入所施設から地域生活移行の成果目標を考慮しています。

87 ページの相談支援での地域移行支援と地域定着支援につきましては、事業所が無いことにより見込み量もゼロとしていますが、先程の地域生活移行におけるサービスとして求められるものになると思いますので、事業所確保の方策をどのようにするかということと支援の実施方法を一緒に検討する方向に考えています。そのために、障がい者支援施設や相談支援事業所と連携しながら、地域生活支援拠点の確保について、障がい福祉圏域の市町村との連携も必要になると考えています。

88 ページから 90 ページは、第 3 章「障がい児通所支援の見込み量と今後の方策」となっています。障がい児通所支援の見込みや各サービスの実績、実績の伸び率とともに、第 2 期守谷市子ども・子育て支援事業計画の見込み等を参考にしております。

障がい児通所支援の見込みの考え方は 90 ページでご確認ください。

障がい児通所支援は、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所が市内に多数開設されています。近年、このサービス事業所は増加傾向にあります。そのような状況から、利用実績も増えている形となっています。ただし、現在、市内に事業所が無いことで提供できていないサービスもありますから、こちらについて、療育環境の充足が望まれるということとともに、令和 4 年度以降、未就学児の減少が見込まれることから、事業整備の検討は県と連携しながら行えれば、と考えています。

91 ページ以降は、第 4 章「地域生活支援事業の見込みと今後の方策」となります。

92 ページの成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度に関する相談や問い合わせはありますが、申立ての支援を行ったという実績がないということとなります。地域生活を支援するための取組としては見込み量が 94 ページとなります。

地域生活支援事業は障がい者・児の利用であり、6 番の日中一時支援事業につきましては、障がい児向けサービス事業所の増加によるものから増加傾向になると考えています。8 番の地域活動支援センターⅢ型は利用実績が減少傾向にあります。ただし、通所する場として必要であると考えていますので、センターの周知等を行うことで、利用者が増えるようにすることを考えていかななくてはならないと思っています。

以上が素案の概要となっています。

続きまして、今後のスケジュールについて口頭で説明させていただきます。今後の計画策定スケジュールにつきましては、この審議会終了後庁議で素案決定をし、11 月から 12 月にパブリックコメントを行い、第 4 回保健福祉審議会で諮問・答申をいただくことを予定しております。

次の協議事項の第 8 期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び守谷市成年後見制度利用促進基本計画素案と同じスケジュールで進めていく考えです。

続きまして報告事項に移ります。報告事項 No.1, No.2「令和元年度第 1 回、令和 2 年度第 1 回障がい者福祉分科会の開催報告」を説明します。

まず報告事項No.1をご覧ください。「令和元年度第1回障がい者福祉分科会」の議題1では、障がい者福祉計画の指針について協議いただき、委員からは、児童生徒の障がいに関する学習について、体験を含めた機会をとということで、教育委員会と連携すること等の意見を頂戴しました。

また、議題2としては、障がい者福祉計画のアンケート内容について、設問項目に関して意見をいただき、アンケート設計の参考として、修正内容を保健福祉審議会でも協議いただくこととなりました。その他で、今後の障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）の策定スケジュールを説明しました。

次に、資料の報告事項No.2をご覧ください。

「令和2年度第1回障がい者福祉分科会」の議題1は、守谷市障がい者福祉に関するアンケート調査報告書についてで、委員より、結果から得られた課題等について意見がありまして、この結果を計画策定に資するとともに今後の事業実施に反映することとしました。

議題2は守谷市障がい福祉計画（第5期）進捗状況報告、令和元年度の実績報告についてで、実績で当時の計画値と実績において乖離があった部分について、これからの計画値設定には実情をよく加味すること等の意見がありました。前回の計画値においてそのようなことがありましたため、今回は実際の実績に基づいた利用量の見込みという形で設定し、今回の素案としてまとめています。

議題3は守谷市障がい福祉計画（第6期）及び守谷市障がい児福祉計画（第2期）骨子案についてで、委員から国の指針に基づく目標値の設定に対し、守谷市で実現可能な数値とすること、サービス提供量の確保とともに質の確保もすること等の意見がございました。また、アンケートの自由意見の回答につきましては、障がい者家族からの生の声であり、計画への反映だけではなくて、具体的な需要という形で対応を行って欲しいという意見もありました。説明は以上となります。よろしくご協議のほどお願いします。

竹内会長

ありがとうございました。この件に関し、障がい者福祉分科会の会長の小田委員から補足等がありましたら、よろしくお願いたします。

小田委員

報告の内容としては、今、羽田課長からあったとおりです。

前回の対面式で行われた本会から、本日の間で前年度から合わせて3回程分科会を行いました。いずれも委員の皆様から活発な意見等があり、有意義な審議ができていたと思います。社会福祉課の皆さんも真摯にお答えをいただきまして、本日のような資料が完成されていると思います。引き続き、この計画の策定に向けて、努めて参りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

竹内会長

ありがとうございました。

では、只今の説明について委員の皆様のご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

では、まずお尋ねしたいことがあるのですが、統計の結果を見ると、色々なサービスを受給する人、或いは何かに認定される人の数が、右肩上がりに増えているような印象を受けます。その背景にはどのようなも

のがあるのでしょうか。

社会福祉課長

サービスの利用というところですが、サービス事業所が充足されていることがやはり大きいポイントであると思います。やはり、利用できる場所が確保されてないと、希望されても提供できないというところがありますので、市内での事業所確保が一つ大きなポイントになってくると思っています。

竹内会長

地域としてサービスの提供の量が増えているから、様々な数値が右肩上がりになっているということで、例えば、サービスを受けなければならないような人たちが増えているというよりは、うまくニーズにマッチしてきているという印象で考えればよろしいのでしょうか。

社会福祉課長

対象者につきましても、年々障害者手帳の所持者や、自立支援医療の受給者はやはり増えています。そういった方に対して今提供できているというところで、今の状況で増えていく方に対して十分であるかというところと今後の見込みを含めて、さらなる確保が必要になってくると考えられます。

その際に、量的な確保も重視されていますが、それに内容的な質の確保についても、併せて考えた上で、確保の方策を考えていった方が良いかという意見が分科会では挙がっています。

竹内会長

ありがとうございます。右肩上がりになることはおそらく、以前はサービスの対象にならなかった人が沢山いたのかと思いますが、少なくともこの地域では、時間を追ってそういった状況が無くなってきているし、かつ、そこにあるニーズに対して適切に対応ができているというようなことではないかと思えます。

例えば難病制度はできて割と短く新しいもので、かつ新たな疾患がどんどん加わっていきたりすることで、統計が取りにくく分かりにくい分野だと思えますが、そういった分野も含めて、とにかく見落とされている人が、どんどん少なくなっているというのは喜ばしいことのように思われます。

一方で、ニーズに関して質を追求するというのは、かなり贅沢な悩みなのかもしれませんけれども、ぜひそちらの方は、この市として特色があるものだと思いますので、追求していただきたいと思っています。

さて皆様、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

城賀本委員

分科会でも出たと思いますが、78 ページの一般就労への移行者数ということで、0 人から 1 人にしたいという目標があります。厚労省の案で 1.26 倍以上の数値を目標とするところで、計画するのは良いが実現の可能性はあるのでしょうか。具体的に、今までとはどういうこと、どういう違いがあるのか、何か新しい対策を行って、実績を 0 人から 1 人にしようかというお考えはあるのでしょうか。

社会福祉課長

ご指摘のところである就労継続支援 A 型 B 型の利用者からの一般就労は、確かに実績が無くて、その方策はかなり難しいものがあるかと思えます。

特に B 型は福祉的就労の側面があるところですのでかなり難しいと思

います。現状、私ども社会福祉課では生活困窮の方も担当しております。就労支援というところでは、今の社会的に厳しい状況もあるところがありますので、かなり難しい部分がありますけれども、就労支援を利用している方々の中でその作業を行っていきにあたり、その事業所において、一般就労に移行できる期待が持てる方をどのようにしていくかというところで、連携しながら行っていくことが必要になると思います。

また、今年の6月に障がい者の就労、雇用に関する法律の改正がございましたので、一般企業においても法定雇用率において、障がい者の雇用を促進するというところがあります。そういった面で守谷市でこうしようというのは今後検討しなくてはいけないところであると思いますが、就労移行支援も含めてそのような事業者やハローワークと話を進めていく、どういった形のものができるかはこれから検討する形になってしまおうと思いますが、そういう目標を持っていきたいと考えています。

城賀本委員

これは本当に難しい問題だと思うので、この計画が終わった時に、これが是非達成できているように、努力していただきますように思います。

竹内会長

これに関連して、就労継続支援A型、就労継続支援B型について簡単に説明していただいた方がよろしいかと思ひます。

社会福祉課長

就労継続支援A型事業、B型事業につきまして簡単にご説明申し上げます。基本的には就労継続支援として、その事業所で就労する形態となります。A型は基本的に雇用契約に基づく就労という形となります。いわゆる企業的な雇用契約形態での就労利用というような形です。B型は雇用契約ではなく、福祉的な作業、昔で言う作業所というイメージかと思ひます、そちらでの軽作業を行うことでの就労、というような違いがあるということで、ご了解いただきたいと思ひます。

竹内会長

そう考えますとA型、B型いずれも元年度の実績が0人ということで、やらなければいけない努力というか、どのようなケアをしなければならぬかを考えると、A型とB型ではかなり違っていると考えてよろしいですか。

社会福祉課長

実際に利用している方々の状況や内容も、考えなくてはいけないかと思ひます。実際、そのA型、B型での利用者の状態に応じて対応が変わるといふのは考えられることだと思ひています。

竹内会長

かつ、かなり個別性が高くそれぞれの人生の目的や、願いを叶えるといったことも含めて検討できると良いサービスになるのではないかと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。その他いかがでしょうか。

佐久間委員

私は分科会の方にも参加していましたが、この対象者が増えているといふのは、このような制度があるということが周知され、利用しても良いのだと皆様の中に浸透してきたということでもあるので、良いことだと私は思っています。

実際、私の子どもも利用していますが、どこまで使って良いのか、例えば放課後デイサービス等は税金を使っているわけなので、どんどん増えていくのが、ちょっと心苦しいところでもあります。

竹内会長

かなり制度の根本に関わる質問のように思われますが、事務局あるいは部長いかがでしょうか。

保健福祉部長

事業所が増えていくのは大変結構なことですし、先程会長がおっしゃったように、今までサービスを使用したくてもできなかった方が利用できるようになるのは非常によろしいことかと思えます。

先ほど雇用の件についても、まだまだPRが足りてないのかなと思っております。昨年度はIT関係の障がい福祉サービス事業所ができましたが、なかなか利用はされていません。我々もなかなか、一つの事業所だけをPRするというのは難しいので、ふくしまつり等を通じて、少しずつPRしていこうと考えていました。今年度はふくしまつりという形でのイベントはできませんので、今後また何らかの形で、事業所を増やす、そして事業所の活用と、どのように使っていただけたら良いのかということも含めてPRをして、利用される方の不安を解消していくという形が必要かと思えます。そこに企業等も協力していただければ、何かしら就労の形のきっかけになるのではないかなと考えているところです。

社会福祉課長

サービス利用の基本が、利用する側のご意見からというのは、大きなことだと思います。どこまで必要なのかと考え、その方々の状態等色々な事情、環境があるかと思えますので、基本的に障がいをお持ちの方はまず、その住み慣れた地域、家庭で生活を続けるために必要となるサービスをご利用いただきたいということが基本的な障がい福祉の考え方だと思っております。

ですので、ご自身でできるところはご自身で努力されているかと思いますが、なかなか難しいというところは、うまくサービスをご利用いただき、安心して楽しい生活を送ることができるような、守谷市の社会づくりに寄与していきたいという考えでいます。そのための一つの方策を、定めていくものとして今回の計画を考えているというところです。

竹内会長

ありがとうございます。佐久間委員から、税金を使ってしまうのは心苦しいという意見がありましたが、まだまだサービスを使うという意識が行き届いていないところが地域にあって、それで数値が伸びている傾向があるのではないかと思います。ですから、この税金を投入するか予算の規模などは必要なニーズに合わせて少しずつ大きくなっていかないといけないと思います。

その一方で、一人一人に対して、課長がおっしゃられていた、きめ細かいサービスも実施していかなければいけないだろうと思えます。このきめ細かいサービスは何かというと、杓子定規に同じサービスを提供してしまって、結果として、無駄なサービスになっているとか、ご本人にとって苦痛なサービスになっているとか、或いは自立を妨げているサービスになっているということがあってはいけないと考えなければいけないと思えます。その観点から言うと、このような会議でそういったものを洗い出していくということが重要であろうと思われま。分科会でも恐らくそのようなことを議論されたものと思えますが、今後とも、より充実したサービスが進んでいくにあたって、しっかりと見直していくという役割が我々に与えられているように思います。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。その他いかがでしょうか。

新田委員

今、やはり色々なサービスが増えてきたところで、やっぱり相談支援専門員、私のような仕事のものが、十分なアセスメントや、ニーズの洗い出しをして、その方に、より良いサービスを提供できるような計画や事業所の資源の確保も努めていければと思います。先程あった、B型からの一般就労というのは非常に厳しいところが実際ありますが、移行支援からB型に移動して、そこからまたステップアップしていくというのはとても大変なことです。その点も、事業所とも一緒に連携してできるようになれば良いかと思っています。以上です。

竹内会長

他に意見等無いようでしたら、この協議についてはここまでということでもよろしいでしょうか。意見の聴取をして、今後の進め方についての注意事項が今日は示されたというような形で考えていただければよろしいかと思っています。どうもありがとうございました。

引き続きまして協議事項No.2「第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び守谷市成年後見制度利用促進基本計画素案について」介護福祉課及び、健康長寿課から説明をお願いします。

なお、報告事項No.8の「令和2年度第2回及び第3回地域包括ケアシステム分科会報告について」も併せてお願いします。

介護福祉課長

報告事項No.8「令和2年度第2回及び第3回地域包括ケアシステム分科会開催報告について」は、計画と関連する内容のため、先に説明させていただきます。

資料の報告事項No.8-①をご覧ください。まず、9月17日に開催した第2回会議では、1点目として、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)」と、「ニーズ調査の自由記載」について、2点目として、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・成年後見制度利用促進基本計画」の素案について、計画の考え方、内容、表記方法などについて、ご意見をいただきました。

また、第8期計画のスケジュールも説明しました。資料の裏面をご覧ください。この内容を踏まえ、10月1日に第3回の会議を開催し、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・成年後見制度利用促進基本計画」の素案を審議会に提出することの了承をいただくとともに、次のステップであるパブリックコメントの実施に向けて進めていくこととしました。報告事項は以上です。

それでは、協議事項No.2「第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び成年後見制度利用促進基本計画(素案)」について、説明します。資料の協議事項No.2-①をお願いします。

分科会でのご意見等を踏まえて、「第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び守谷市成年後見制度利用促進基本計画(素案)」を作成しました。時間の都合がありますので、概略の説明になること、ご容赦ください。

はじめに、2ページをお願いします。計画の位置付けに記載がありますように、本計画は老人福祉法第20条の8及び、介護保険法第117条に基づき、高齢者施策を総合的に推進するため、両計画を一体的に計画することとし、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、取り組むべ

き施策全般を定めるとともに、要支援・要介護認定者や介護保険サービス量、介護保険事業量等の見込みを定めるものです。

計画の構成は、目次のとおり、6章の構成となっています。計画の基本理念と基本的方向は、51ページに記載していますが、団塊の世代の方たちが75歳以上となる令和7年（2025年）、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、人口構造が大きく変化することが見込まれることから、将来を見据え、高齢者が地域で安心して生活し続けられるよう、安定的に公的介護サービスが受けられることと合わせて、市民による地域性を生かした、助け合い・支え合いの仕組みを推進することが重要となります。

高齢者を取り巻く状況の変化や、高齢社会における諸課題に対応するため、市における高齢者施策の基本的な考え方や、目指すべき取組を総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的として、令和3年度から令和5年度までの施策を、策定しました。

基本理念は、第7期計画までの基本理念をさらに進め、地域包括ケアシステムの構築を着実に進めていけるよう、「住み慣れた地域で健やかに幸せに暮らせるもりや」を基本理念としました。

第8期計画では、第7期計画の地域包括ケアシステムの取組を継承し、さらに高齢者の介護予防を推進すること、認知症の方や家族が周囲や地域の理解と協力のもと、暮らし続けることができる体制の構築を重要課題として取り組む方針です。

52ページから54ページの基本目標は、基本理念に沿った高齢者保健福祉の実現に向けて、本計画では次の四つの基本目標に沿って、高齢者保健福祉施策を推進します。

基本目標1「高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり」

基本目標2「高齢者が元気で自立した生活ができるための支援」

基本目標3「高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供」

基本目標4「介護保険事業の円滑な実施」

特に認知症対策（認知症予防の推進、認知症の方を地域で支える見守り支援）、フレイル予防、生活習慣病予防を重点取組としています。

次に介護保険料についてですが、本日配付の差替資料にて説明いたします。本日配布した資料に一部訂正がございます。98ページの表の上に、所得段階別保険料額（年額）とありますが、こちらの年額を月額に訂正をお願いします。

国の指針では、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）を見据えた介護保険料を設定することが求められ、市は急激に保険料が上昇しないよう精査を進めています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、国が作成する保険料算定に必要なデータが遅れており、この表に全てが含まれていないこと、県との調整がこれから始まること。このような理由から、本日初めてお示しできる状態となりましたが、資料における各項目の数字は今後変動いたしますので、ご了承願います。引き続き、介護保険料が適正なものとなるよう精査を進めて参ります。

そこで、委員の皆様にはご確認いただきたい点が2点あります。まず1点目として88ページをお願いします。この表の下から2番目にあります、医療と、介護のニーズを併せ持つ要支援、要介護認定者の受け皿として、看護小規模多機能型居宅介護を、この8期計画において新規に開設を目指します。理由としては、資料No.2-①の41ページにあります、市内で介護サービスを提供している事業所調査において、今後ニーズが高まると想定されるサービスとして、看護小規模多機能型居宅介護が上位であったことから、開設を目指すものです。

次に2点目、77ページから88ページにかけて、各介護サービス等の推計をお示ししています。ご覧いただくと全体的に増加していることが確認できます。それを受けまして92ページから97ページにおいて、どのくらいの経費がかかるのかをお示ししており、それぞれを計算して、98ページに介護保険料を掲載しました。

基準額となる5段階では、現行の第7期計画では月額4,300円ですが、第8期計画では月額4,844円としています。これは資料No.2-①の8ページの守谷市の推計人口からも分かるように、次期計画である第9期計画において、高齢者人口の急激な増加が見込まれることから、サービス利用の増加も同様に見込まれ、急激な保険料の増加とならないように設定した額であります。

なお、冒頭にもお伝えしましたが、本日お示ししました数値は暫定的なものですので、今後、国の詳細なデータの取り込みや県との調整により、数値が変動することをご承知おきくださいますようお願いいたします。

次に、守谷市成年後見制度利用促進計画（素案）につきましても、健幸長寿課の稲葉次長から説明します。

健幸長寿課長

それでは第6章「守谷市成年後見制度利用促進計画について」ご説明します。

まず、計画書の106～107ページをご覧ください。「第1節 はじめに」に記載していますように、成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が、成年後見人を選任することで、財産管理や権利の保護などを行うための制度です。

制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、今回は第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に作成しています。守谷の特性としては高齢部門主管課が、成年後見の主管課としていますので、まず、基本のベースを作るために、介護保険計画のところに位置付けて進めるという考えで策定しています。

まず計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間として、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定期間の令和5年度に中間見直しを行う計画です。

計画書の115ページをご覧ください。こちらに基本方針及び基本目標を記載しています。それ以降に基本目標、それぞれに取り組むべき事項を書いています。特に基本目標として四つの柱を掲げていますが、この3年間の中で基本目標3の118ページをご覧ください。

こちらの基本目標3、地域連携ネットワークを構築することが優先的

課題として取り組む計画です。関係機関との連携を強化することで、制度の利用が今よりもずっと促進できると考えています。関係機関との連携は、令和元年度から着実に進めて、実際には来年度から本格的に稼動する計画です。簡単ですが説明は以上となります。

介護福祉課長

協議事項No.2-⑤にスケジュールがありますのでそちらをご覧ください。今後のスケジュールは、社会福祉課と同様に、11月17日からパブリックコメントを実施し、12月の下旬、分科会におきましてパブリックコメントの報告、それから計画の最終案として提示させていただきます。

その後、1月20日予定の保健福祉審議会で、パブリックコメント報告と、計画（最終案）の諮問・答申をいただく予定でございます。説明は以上です。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

竹内会長

では分科会長の田中委員より、補足等ございましたらお願いいたします。

田中委員

9月17日に開催した分科会では、協議を行った素案に対して幾つか意見が出ましたが、それが10月1日に開催した分科会では提案したことがほぼ計画に盛り込まれていたことにより、大変良い計画になっているのではないかと考えています。その中で、介護人材を確保することについて今回盛り込まれたということで、大変素晴らしいのではないかと考えています。

竹内会長

では、本件に関しまして、委員からご意見・ご質問・コメント等がありましたらよろしくお願いいたします。

ちなみにこの素案が出てくるタイミングですが、他の市町村と比べて早いのでしょうか。

健幸長寿課長

今の段階で素案を作成しているのは遅い方ではないと思います。実はコロナ禍で、他の市ではニーズ調査という、計画策定をする上でとても大事な調査を前年度実施できず、今年度になってしまい、進みが随分と遅いということも聞いています。このような状況下では標準的に進んでいる、もしくは県内では早い段階で進んでいると理解しています。

竹内会長

私も同じ認識です。とても早く素晴らしいと思います。十分に議論の時間もあるかと思いますが、しっかりと議論を進めて、パブリックコメントを11月に開催することは通常なのかもしれませんが、非常に適切なタイミングで行っておられて、このコロナ禍において、市役所も努力しておられるのだろうと思いました。

分科会の委員の方々も随分とご苦労なさっているだろうと思いますが、この時点でこれだけのものができていることは本当に素晴らしいことだと思います。他の市町村ではまず考えられないと、正直申し上げておきたいと思います。

さて、内容に関して一つお尋ねしたいことがあるのですが、地域密着型サービスの中で、看護小規模多機能型の話がありましたが、まず、地域密着型サービスというものがどういうものであるか、そして、その中から、看護小規模多機能事業が計画の中に取り込まれていくということですが、そちらは、どのような議論、或いはどのような根拠に基づいて行われているか教えていただければと思います。

まず話が錯綜してしまうと思うので、地域密着型サービスというものがどのような位置付けになるかを教えていただければと思います。

介護福祉課長

地域密着型サービスは、「住み慣れた地域で受けるサービス」ということで、基本的には、利用者はサービス事業所のある市町村の住民に限られるということになり、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護においては定員が 29 名以下の小規模な介護老人福祉施設ということになります。

同じく地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員 29 名以下となっています。地域密着型の通所介護については、定員 18 名以下の小規模な通所介護施設ということになっています。

それから、看護小規模多機能型居宅介護については、報告事項No.2-①の 41 ページをご覧ください。市内の介護サービスを提供している事業所、市内の約 30 事業所に調査を行ったところ、介護医療院と同率で看護小規模多機能型居宅介護が、今後最もニーズが高まると想定されるサービスであるとの結果となりました。看護小規模多機能型居宅介護とは、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護の四つのサービスを一体的に受けられる施設ということになります。

健幸長寿課長

補足説明させていただきます。看護多機能を 8 期計画になぜ入れたかと言いますと、やはり高齢者が増えていく中で、また第 2 号被保険者でもがんの末期の方等で医療依存度が高く、医療と介護の必要性を合わせ持つ方が増えていくだろうということが予測されています。

また、地域包括ケアシステムの概念「住み慣れた地域で、最後まで、暮らせるように」という、そういった理念があります。

そうすると、この医療依存度が高い方を今実際に介護の場面でなかなか受け入れることが難しい方も多くなっています。

そうすると、やはり医療のまま、そこで病院の中で暮らす選択しかないということではなく、やはりその方が最後まで自分らしく生活するためには、こういった看護、医療面も付いた、そしてまた、通いの場、デイサービス、訪問看護等医療面も強化された事業所、これは在宅サービスですので、こちらを入れることが、高齢者が増えていって医療依存度が高い方が一定数出たとしても、最後まで自分の選択の中で、暮らしができると思ったため、2025 年に向けて体制を整える一つの方策として今回初めて入れてみました。

竹内会長

ありがとうございます。ちなみに地域密着型サービスの多くは市町村の権限で作ることができるものということで、計画をしっかりと立てると、県がというよりも、市自身の計画の中で実施していけるようなサービスであり、それに対して、特別養護老人ホームや介護老人保健施設や介護医療院は、県の権限が強いもので、なかなか市のニーズを反映させるよりも、県全体のバランスを取るところになってしまうのかなと思っていました。

その中で、今のご説明から考えますと、医療依存度が高い人が今後増えていくだろう、というような観点から、施設を市独自で作るということは制度的に難しかろうと思いますが、その中で、小規模多機能の施設

を作っていくという方向に舵を切られた、かつ、今お話を聞いていくと、これから増えていくようなニーズ、それに対しても戦略的なポジションとして、地域密着型サービスでカバーしていくという決意であるように思いました。このあたりはいかがでしょうか。

保健福祉部長

今、稲葉次長から話があったとおり、この小規模多機能の事業所は実は6期の時から議論がありました。ただその時はまだ、特別養護老人ホームの施設数が不足している状況でした。その後、新しくやまゆりの郷やアイケア等介護老人保健施設等を立ち上げていただいて、充実して参りました。

今年度は、また40床を増築という形で、やまゆりの郷より拡充していただいています。やはりこの次の段階として、今、次長が申し上げたとおり、次の戦略として、やはり在宅でいながら、また必要に応じて通所やショートステイができる事業所が必要ではないかという形になっています。

さらに健幸長寿課という形で組織立てをしていますので、計画及びその推進に向けて邁進していくと考えています。以上です。

城賀本委員

前期(第7期)では別の地域密着型サービスを作ろうということで、応募する事業所がなくて断念したことがあったかと思いますが、これも定額制ということで、事業者の経営自体、かなり大変な状況になる可能性はあるのではないかと思います。

その運営の仕方にもよるのですが、その見込みはどうなのでしょう。通常のショートステイやデイサービス等の介護を行っているところでも、通常看護師がいらっしゃいます。今の看護小規模多機能型居宅介護事業所は規模が小さくて、訪問看護もやるというようなイメージなのでしょう。

健幸長寿課長

おっしゃるとおりで、基本的には小規模になります。ここに訪問看護があつて、さらに必要な時には、家族の都合や理由で、ショートステイを利用するのも可能で、必要な時に訪問看護、訪問ヘルパーも来てもらえる、通い慣れた事業所のスタッフたちによって、このパッケージの中で、全部利用ができるということです。

今期の7期計画において、昨年度小規模多機能型の公募をかけさせてもらったのですが、そちらは訪問看護というところは入っておらず、何らかの医療処置が必要な人たちとなると、やはり訪問看護師とのセッションが必要だと思います。こちらが入っているということが一番大きい所だと思います。

城賀本委員

事業所の方も採算の面からいくと、前年度の小規模多機能よりもハードルが高いように見えますので、その辺りが課題になるのではないかと思います。

竹内会長

今ご指摘あったことに関連しては、例えばどの要介護度を狙っていくのかによって報酬が変わってくることもあると思いますし、報酬は上がったけれども、人員の投入が増えてくると、人員の確保の問題が発生してくるということで非常に経営が難しいというふうに聞いています。

ですから、戦略的に看護小規模多機能事業を実施していく、充実させ

ていくということであれば、それに見合ったサポートをしっかりと地域として、市として実施していけるという背景が無いと上手く回らないのかなと思います。

一方で、上手くいっている施設は、相当上手くいっていると聞いています。ですから、そちらのノウハウを是非受け入れることが重要かと思われ、その場合も事業者がしっかりとノウハウを持っているだけではなくて、それを支えていかれる市役所もしっかりとなさった方が良いのではないかと思います。

フォーマルなケアとしては、従来のサービスに加えて地域密着型サービスを充実させていく、しかも、高齢化するタイミングが他の地域が少し遅れて遅れてくるということがあって、色々な工夫が必要になると思われれます。それに合わせて、例えば地域の活動の充実とかはどのように図っていけばよろしいもののでしょうか。例えばシニアクラブの充実、その辺りについてはどのように考えたらよろしいですか。

健幸長寿課長

今日もシニアクラブ代表にいらしていただいています。やはりシニアクラブに関しては団体として組織的になっています。他市ではだんだん会員数も減っているといった状況の中で守谷では、毎年少しずつ増えています。これを継承できるように、地域の中での啓発活動も会長が中心となってやっていただけていること、飯塚会長はじめ、地域の中でまず、地域の特長、地域に見合った活動をしているというのが守谷のそれぞれのクラブであると思っています。

ただ、事務局として、コロナ禍で色々変わっていく中でどうやって活発になっていくかというところは、この活動する団体の大元の会長はじめ、知恵を出しながら進めていきたいと思っています。

飯塚委員

全体の活動状況がどうかは単位クラブ毎に異なっています。他のクラブの活動は理解できていませんが、私の地区では定例会として月に1回、町内の公民館に集まりまして、皆さんと会話して、今はできないのですがカラオケをしたりしています。

また、私の地区には上町公園という公園があり、そこに花壇がありますので、その花壇を市の公園里親制度に申し込み、花壇の花の手入れを行っています。

今回はバス旅行という形で、海浜公園に行くような形にしています。他のクラブがどういうものかは分からないのですが、私の地区ではそういう形でやっています。

竹内会長

ぜひ活発な活動を続けていっていただき発展していけばと思います。どうぞよろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。では、この件に関して特になければ、協議に関してはここまでとさせていただきたいと思っています。どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項No.3「令和2年度第1回地域福祉推進委員会（書面協議）の開催報告について」ということで、社会福祉課からお願いいたします。

社会福祉課長

それでは報告事項No.3「令和2年度第1回守谷市地域福祉推進委員会

(書面協議)の開催報告について」を報告します。

資料No.3-①及びNo.3-②をご覧ください。議題は第2期守谷市地域福祉計画の令和元年度分の取組状況についてです。

委員からは、大きく分けて三つの分野の質疑等がありました。一つ目は、支え合い助け合いを行う体制などの質疑等についてです。各地区で、現在、組織されていますまちづくり協議会等に、生活支援コーディネーターとして、社会福祉協議会の職員が配置されていること、その支援を行う具体的な支え合いの支援を行う体制として、現在行われている「ほほえみサービス」を充実させていくことで推進していくこととしています。なお、「ほほえみサービス」につきましては、資料No.3-②の4ページ以降に、リーフレットをコピーで添付していますのでそちらをご参照ください。

二つ目は、安心して暮らせる地域づくりについてで、新型コロナウイルス感染対策として、新しい生活様式に沿ってできる範囲での活動に取り組んでいただきたいということです。

三つ目は、全般的な事項ということですので、そちらは各項目の詳細について資料でご確認ください。

報告は以上です。

この件について、討議事項等ありましたらお願いいたします。

では特にないようでございますので次の項目に進めさせていただきたいと思えます。

報告事項No.4「令和2年度第1回自立支援協議会の開催報告について」、それから、報告事項No.5「令和2年度第2回自立支援協議会の開催報告について」、社会福祉課からお願いします。

それでは報告事項No.4とNo.5「令和2年度第1回及び第2回の地域自立支援協議会開催報告について」報告します。資料として報告事項No.4をご覧ください。

地域自立支援協議会は奇数月に1回、2ヶ月に1回行う形でしたが、5月の1回目につきましては、開催を予定しておりましたものの、新型コロナウイルス感染拡大リスク回避のために中止となりました。

次に令和2年度第2回守谷市地域自立支援協議会で、資料として報告事項No.5をご覧ください。今回、委員の改選があり、2回目で初めて委員の顔合わせをさせていただき、委員長・副委員長の選任を行いました。

議題は、報告事項として守谷市障がい福祉計画(第6期)と守谷市障がい児福祉計画(第2期)の策定業務スケジュール等を報告しました。この内容は今年度の計画策定に当たっての保健福祉審議会障がい者福祉分科会、地域自立支援協議会等とパブリックコメントのスケジュール等を報告させていただきました。

2点目として、株式会社カスミとの包括連携協定について報告しました。今年度、守谷市と株式会社カスミが包括連携協定を締結し、その協力事項の中に障がい者支援に関することが含まれているということ、その障がい者支援に対する内容の詳細は、今後協議することとなりますが、大枠としては、障がい者福祉サービス事業所での制作物の展示・販売な

竹内会長

社会福祉課長

どを検討することとしました。その詳細の検討に当たっては、自立支援協議会の中でも、協力依頼や状況報告等を行うことを報告させていただきました。報告は以上となります。

竹内会長

以上の報告について何かコメントがある方はいらっしゃいますか。

こちら特になければ次に進めさせていただきたいと思います。

次は、報告事項No.6「令和2年度第1回健康づくり分科会の開催報告について」こちらは保健センターからお願いいたします。

保健センター  
所長

報告事項No.6「令和2年度第1回守谷市保健福祉審議会健康づくり分科会の開催内容について」ご報告いたします。

議題として2点あり、1点目が「第2次健康もりや21計画令和元年度の取組状況について」、2点目が、「いのち支える守谷市自殺対策計画令和元年度取組状況について」であります。

まず、「第二次健康もりや21計画」の令和元年度における取組状況についてですが、この計画は、健康増進法で定められた市町村健康増進計画として健康づくりの目標や施策の方向性を定めたものです。計画期間は平成26年度から令和3年度までの8年間で、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、生活習慣病予防などの八つの目指すべき姿を定めています。健康づくり分科会での質疑等の内容につきましては会議録のとおりですが、委員の皆様から活発なご意見、質問等をいただいております。

続きまして、「いのち支える守谷市自殺対策計画」令和元年度の取組状況についてですが、本計画は自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画であり、国の自殺総合対策大綱と総合性を図り策定することとされており、全ての都道府県及び市町村での策定が義務付けられているものです。本市では平成30年度に策定しています。

本市の自殺対策は、「市民一人ひとりの気付きと見守りの促進」、「自殺対策に係る人材の確保」などの八つの基本施策と、重点施策である「子ども・若者に対する支援の充実」で構成されており、それら施策の実績について報告させていただきました。

昨年の守谷市における自殺者数は6人でした。参考として、平成29年が8人、30年が6人で、今年はまだ詳しい分析等はありませんが、7月末までに2の方が自殺でお亡くなりになっています。ここ近年、自殺者数は減少傾向にありますが、全国的に8月及び9月の自殺者数が昨年比で増えている傾向があり、少なからずコロナの影響が出てきているのではないかと感じています。

分科会では、委員の皆さんから色々と意見をいただいた中で、ゲートキーパーの養成について、人には向き不向きがあるのではないかとのご意見がありました。事務局といたしましても、その辺りのところは十分理解していますが、やはり身近な人が自殺のサインに気づき、話を聞き、相談機関に繋げられるような状況が理想と考えており、多くの方にゲートキーパーになっていただけるよう、受講機会を設けるようにしたいと回答しました。

第二次健康もりや21計画、いのち支える守谷市自殺対策計画、第二

次守谷市食育推進計画は、令和3年度で計画期間が終了します。令和4年度からはこの三つの計画に、新たに母子保健計画を加え、四つの計画を一本化した形での計画の策定を予定していますので、委員の皆様にはご協力の程よろしくお願いいたします。

最後に、保健センター改修工事の実施状況についてお知らせいたします。保健センターは、平成4年の建築後30年近く経っており、老朽化が進んでいます。令和元年度には外壁と屋上防水等の改修工事を実施いたしました。来年度からは、内部の大規模改修工事を予定しており、現在は実施設計を行っているところです。また工事の概要等が決まりましたら、委員の皆様にご説明したいと思っております。

竹内会長

委員から何かコメントや質問がある方いらっしゃいますか。お願いします。

清水委員

今のご報告についてお尋ねします。自殺者が2人ということですが、原因がまだ分析できていないということですが、過去の自殺者の原因は分かっているのでしょうか。それと、小学生、中学生等のお子さんもいるのかどうかをご説明いただければ有難いです。

保健センター  
所長

市の自殺対策計画では、平成22年から29年までの8年間の累計が出ております。自殺の原因別では、健康問題が27人で1番多く、続いて不詳が26人、経済・生活問題が19人となっております。年代別割合では、20代が25%、30代が19%、40代が18%と、若い世代が多く、20歳未満は1名となっております。重点施策としており、やはり若者に対する自殺対策を重点的に進めていく必要があると考えています。説明は以上です。

清水委員

ありがとうございました。そうするとお子様、例えば、小学生、中学生等でいじめが原因で、全国的には夏休み明けに亡くなる子どもさんもいるのですが、守谷市の場合はあまりそういうケースはないということで理解しました。

竹内会長

今の質問に関連してですが、議事録の方に身近な人が自殺のサインに気づき、話を聞き、相談機関等に繋がられるような状況が理想と考えているとあります。この夏過ぎから緊急事態的に数が増えているのではないかとありますが、自殺のサインに気付かれたり、話を聞いたりする機会、或いは相談機関等に繋がっているケースは増えているのでしょうか。

保健センター  
所長

具体的な数字というのは拾えていないのですが、緊急事態宣言が出たときは、やはり色々な意味で不安になる方が多かったようで、保健センターへの相談の電話は増えたのかなと思っております。

ただ自殺者数は、守谷市では昨年度より減っていますので、自殺に繋がるものは少なかったのかなと感じております。

竹内会長

ありがとうございます。そうすると施策がうまくいって、自殺という最悪のものに繋がるケースは防げている可能性があるのではないかといいことですね。

児童福祉課長

児童福祉課では、家庭児童相談室というところでお母様方の心配等の相談を受けています。やはりこのコロナ禍の中で、最初の頃は割と少な

かったのですが、だんだん落ち着いてきた頃に、今から少し前ぐらいの段階では、とても相談が多くなっていました。それは自殺に繋がる問題ではないのですけれども、子育てに関する悩みがとても増えてきていると相談者の実感として感じているところです。

家庭でお子さんと家にいる中での対応の悩みが1番多いところかなとは思っているのですが、寄り添うような形で対応をさせていただいています。以上です。

竹内会長  
城賀本委員

ありがとうございました。大変心強いものだと思います。

おっしゃるように、緊急事態宣言が収まった後、学校が始まった頃から学校に行くのを渋る子ども、精神的にトラブルを持っているようなお子さんがかなり増えています。

小田委員

この数字は自殺者数ということなので、既に亡くなっている方の数だと思うのですが、実際に自殺企図や希死念慮のある方、未遂に終わる方や実際に自殺行為をしてしまったけども失敗した方という方の数は、恐らく実際のところは把握できないかと思われます。

そうすると、医療機関や福祉事業所がそういったケースを抱えていることが結構あると思いますので、その辺りの連携も視野に入れて、何か計画なりを立てていただくと良いのかなと思いました。以上です。

竹内会長

ありがとうございます。数の観点から少なくとも見る限りでは、いろいろ最悪の事態を回避するための努力は功を奏しているのではないかと思いますので、その功を奏している背景に皆のどんな努力があるかを可視化することが大切で、そういったものを上手く繋げていきましょうというご提案だったのではないかと思います。是非その辺りの努力をお願いしたいと思います。

続きまして、報告事項No.7「新たなフレイル予防対策等について」、健幸長寿課からお願いします。

健幸長寿課長

それでは報告事項No.7について説明します。新たなフレイル予防対策、移動スーパー運行スケジュールの決定についての報告です。

今年度第2回審議会の中で、新たなフレイル対策（案）として書面報告させていただきました内容についての新たな報告です。

フレイルとは、高齢者の低下した機能が、能動的な行動、活動で改善できる状態を言います。高齢者自身が自分の足で歩いて買い物ができる、さらに移動スーパーの場でコミュニケーションができることを願って、虚弱予防に繋がると考え、移動スーパーの導入を、今年度春から調整して来ました。

今回10月10日号の広報もりやで、本日お配りしました株式会社カスミが印刷した運行表のチラシを配布し、広報本体にも掲載しました。初めての移動スーパーの試みですので、広報の中にも書かせていただきましたが、1ヶ月間試行運行後、販売場所、時間等を見直していく計画です。

なお移動スーパーでは、現金、カード、現在守谷市で販売しているモリヤガーレ商品券、いきいきシニア王国商品券も利用できるように調整しています。簡単ですが説明は以上です。

竹内会長            ありがとうございます。この件に関してご意見ご質問等あるでしょうか。

清水委員            今でも結構市の奥の方へ行くと、例えば魚の引き売りとか、やっています、中々高齢者の方に評判が良いわけですが、一つお尋ねしたいのは、これを見ると、刺身とか寿司の生ものは商品としては提供しないようですが、例えば、夏の6月から7月に、結構飲食店等において守谷市も何件か食中毒が発生していますので、食中毒に対する保健所の連携対応や指導はどうなっているでしょうか。

健幸長寿課長        ありがとうございます。まず移動販売をするにあたっては、保健所の許可、移動販売車が納品になった時点で、冷蔵のものも品物として取り扱いますので、全部チェックされた上で、衛生面については全て県の許可をいただいて、始まるということで、聞いております。

清水委員            ありがとうございます。その辺りは今後も注意していただいて、保健所の監視員がいると思うのですが、連携をしていただき、万が一ということを防いでいただければ有難いです。

竹内会長            これは、フレイルの方がターゲットになっているわけですね。  
フレイルになっている人が利用するのですか。それとも、フレイルにならないように利用するのですか。

健幸長寿課長        イメージとしては、なっている人もなっていない人も皆含めて、誰でも使えるものと考えています。ただ、他市では、買い物難民対策という言葉を使って導入している市もあるようです。守谷市の場合には狭い地域で、なおかつ、他の近隣の市から比べて、スーパーはまあまああって恵まれています。  
そのため、買い物難民という観点よりも、皆が集まって、歩いて能動的な行動ができて、なおかつ、買い物にも困らないような形で生活する、要するに包括ケアシステムの概念で、最後まで自分らしく自分で好きなものを買に行けるといようなことの支援として始まったということです。

竹内会長            そうすると地域のコミュニティづくり、例えば、毎週定期的にここに人が集まるような環境ができれば良いなという発想もあるのかと思いますが、どうでしょうか。

健幸長寿課長        移動スーパーの導入で、密にならない程度に集まってもらった段階で、次の行動をイメージとして考えています。株式会社カスミにご協力いただき、啓発のチラシやパネルを置く等、まず受動的な啓発を考えて協力していただきたいと思っています。  
次のステップとして人が集まってきた場所にこちらの職員が出向いて、啓発をする場面にしたいと、考えています。

竹内会長            ありがとうございます。フレイルと食生活は関連すると思うのですが、食生活関連として萩原さんコメントをお願いできますでしょうか。この事業に対する期待を、教えていただければと思います。

萩原委員            男性の料理教室等も事業で取組があるのですが、お料理を作るということは、計画して、実行して、食べて後片付けしてという一つの連携プレーみたいなのがあります。とても頭を使うので、料理を作るのは

すごく良いことだと言われています。是非大勢の方にもそういうことに参加していただきたいと思っております。私たちも、あまり難しい食材とかではなく、普段自分たちが使っているような食材で、少し工夫して料理を作ったりしているのを皆さんにお伝えしています。ですから何かありましたら活用してください。

竹内会長

栄養のことばかり言うよりも、今の話を聞くと随分と食生活が楽しいという感じがしましたので、特に今回この配布されたチラシもよくできていてワクワクするようなものだったので、大いに期待できる事業なのではないかと思えます。

新田委員

実際、カスミの移動スーパーを別の市で母が利用していきまして、毎週その1回をすごく楽しみにして通っています。違う市ではありますが、その場で交流が生まれまして、その場所に先週、社協の方がいらっしゃり、この場にきた時にサロンを開設してはいかがですかと来たことを、私にも教えてくれました。

他の市町村でもカスミの移動スーパーを高齢者の方はすごく楽しみにして、いつもはあまり栄養面を考えないで食べているけど、お弁当を買っていると言っていたので、これは是非、これからも続けていけるようにやっていっていただければと思います。

竹内会長

どうもありがとうございます。では、ここまでとさせていただきます。

以上で本日用意された議事に関してはすべて終了しましたが、その他として何かコメントはありますでしょうか。

清水委員

毎年市は特定健診、胃がん、大腸がん検診を行っていますが、今年は新型コロナの関係で人数制限や事前に案内通知していただく等、かなり細かく対応していただいて、私は良かったと思えます。

その上で、昨年のお願いと一緒にですが、予約電話の回線が昨年は3本、今年は改善して5本になったはずです。ところが午前中ずっと繋がりませんでした。恐らく何件か苦情が入ったと思うのですが、今の時代ですからもう少し改善できるのではないかと思うので、さらに改善していただきたいという要望です。以上です。

保健センター長

昨年度、ご指摘、ご意見がありましたため今年度は回線を増やしたのですが、やはり先着順ということもあり、初日の午前中はとても繋がりにくいという情報がありました。今お話がありましたようにもう少し改善できないかということで、現在 Web 予約と、コールセンターに委託もできるか協議を始めまして、その実現に向けて内部で協議を行っているところです。

特に今年はコロナの関係で集団検診は今まで予約なしでできたものを、予約するという形になりました。お客様が電話をかけるという負担もあるため、今後コロナの状況が続く中で、やはりある程度予約制というのを採用していかないといけないと思えますので、予算の関係等もあると思えますが、ご意見いただきましたとおり様々なことを検討したいと思えます。ご不便をおかけして申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

竹内会長

色々な手段で予約ができることは、とても良いと思えます。続けてい

ただければと思います。

その他いかがでしょうか。特になければ、副会長の柳委員より一言お願いします。

柳副会長

先程自殺の話が出ていたと思いますが、コロナ禍の影響で子ども等が学校に行かなくなっていて昼夜逆転してしまい、生活リズムが乱れて、学校が再開した際にうつ病等を発症するケースが、子どもも大人も結構見聞きしています。身近でも気付ける症例は結構あると思うので、是非、周りの人が少しおかしいかなと思ったら相談できる体制が作れたら良いのかなと思っています。

竹内会長

どうもありがとうございました。以上で本日の議事を終了とさせていただきます。こちらで議長の席から降ろさせていただきます。

長時間のご協力ありがとうございました。

社会福祉課長

ありがとうございました。それでは次回の令和2年度第4回守谷市保健福祉審議会につきましては、令和3年1月20日(水)14時半から開催予定でございます。詳細につきましては改めてまたご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度第3回守谷市保健福祉審議会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。